2018年12月議会 一般質問

2018年12月定例市議会は、日本共産党福山市議会議員団を代表して、 高木たけし市議と土屋とものり市議が一般質問を行いました。 第1質問と答弁の内容をお知らせします。

土屋とものり市議 12月12日午前10時~



1 民生福祉行政について	2 2
 2 環境行政について	6 6
3 商工行政について ①中小企業振興策と 中小企業振興基本条例について	
4 鞆町の歴史的まちづくりについて	21
5 教育行政について	

民生福祉行政

土屋とものり:介護保険制度、保険料について質問します。

介護保険料は3年に1度の改定の度に引き上げられ、高齢者からこれ以上の負担は耐えられないと悲鳴が上がっています。

2018年度の全国の介護保険料平均基準額は 月額5869円で、当制度が始まった2000年 と比較すると2倍です。

福山市でも、月額3183円から5867円へ と1.8倍にもなりました。

高い保険料は滞納者を多く生み出しています。 福山市の決算要求資料によると、2017年度の 滞納者数は2059人ですが、そのうち生活困難 を理由としている人は1270人で滞納者の6 1%を占めています。

災害や収入が激減した場合の法定減免のほかに、 低所得者を対象とした市独自の減免制度がありま す。対象要件は保険料段階が2・3段階の人で

- ①年間収入が、一人世帯では136万2千円、2 人世帯では204万6千円以下
- ②市民税課税者に扶養されていないこと
- ③世帯全員預貯金など合計が200万円以下
- ④市民税課税者と生計を共にしていないこと
- ⑤世帯全員が居住用以外の資産を有していないこと
- ⑥自助努力してもなお生活が困窮していると認め

られるもの

と、 6 つの条件にあてはまらないと減免対象にな りません。

2017年度の市独自減免者は114人で、生活困難を理由に保険料を滞納している1270人中のわずか9%です。減免数が少ない理由について、どのように分析しているのかお答えください。

全国では、堺市や川崎市、横浜市、東京都板橋 区など、国の社会福祉法人減免と同様に、預貯金 額を一世帯350万円以下で、世帯員1人増える 毎に100万円を加算する自治体が多くあります。

さらに横浜市の減免要件は、年間所得120万円の保険料7段階以下の人を対象としており、収入要件を、年間収入が1人世帯では150万円以下で、世帯員1人増える毎に50万円を加算しています。

収入や資産以外に要件を定めていないため対象者が広がり、年間約3000人も適用されています。福山市も、収入要件の拡充と、預貯金の額を単身350万円にし、世帯人数が増える毎に100万円引き上げることや、収入や資産以外の要件はなくし、減免要件を拡大することを求めます。

ご所見をお示しください。

<mark>市 長 (答 弁)</mark> 始 め に 、 民 生 福 祉 行 政 に つ い て で あ り ま す 。

介護保険料は、被保険者本人及び世帯の所得の状況に基づき、負担能力に応じた額

としております。

また「申請により、収入、資産及び扶養等の状況から総合的に判断し、生活困窮の状態にある場合は、適切に保険料の減免を行っているところであり、減免基準の見直しは考えておりません。

土屋とものり:利用料について質問します。

2016年の家計経済研究所の調査によると、 医療費やおむつ代などの介護サービス費以外の費用と、介護サービス費を合わせた1か月の平均経費は、要介護4・5の場合10万円を超えることが明らかになりました。

福山市でも貯金を切り崩したり、自己負担額を抑えるために、必要なサービス利用を控えたりするケースが後をたちません。

船橋市では、介護保険が始まった当初から介護サービス利用料の独自助成を行っています。補助対象は22項目で、訪問介護・訪問看護・デイサービス・福祉用具など在宅サービス全般にわたります。

利用料の自己負担1割の40%を補助し、一般 財源を活用しているとの事です。収入認定も単身 で年間150万円以下、2人世帯で年間収入20 0万円以下、資産要件はそれぞれ350万円以下、 450万円以下と幅広いものになっています。収 入が少ない利用者にはとても助かっているとの事 です。

福山市でも、一般財源を活用し利用料の独自助成を行うことを求めます。ご所見をお示し下さい。

<mark>市長(答弁)</mark>次に、利用料についてであり ます。

介護サービスの利用料は、一定の上限額を超えた利用者負担を払い戻す高額介護サービス費や社会福祉法人等利用者負担軽減事業などにより、低所得者の負担の軽減が図られているところであり、本市独自で利用料の助成制度を設けることは、考えておりません。

なお、保険料や利用料について、低所得者のさらなる負担軽減のため、全国統一の総合的な対策を講じるよう、全国市長会を通じて、国に要望しているところであります。

環境行政について

土屋とものり: 第二次福山市環境基本計画について伺います。

文教経済委員会に、第二次福山市環境基本計画の素案が示されました。

これは、福山市の環境課題や社会情勢の変化に対応していくための5年間の基本計画で、地域環境や資源環境、生活環境や自然環境などを対象に、具体策や目標を定めるものです。

他の自治体の基本計画は、定量目標を示しているものが多く、一目で目標値が分かる内容となっていることに比べ、本市の計画は、目標が具体的でない、との意見も聞かれます。

市民の協力が不可欠な重要な計画であるため、 定量目標を、一目でわかるよう工夫した記載とす ることを求めるものです。

次に、大気汚染対策強化プロジェクトについて伺います。

同計画には重点プロジェクトとして、今後「大気汚染対策強化プロジェクト」が行われる計画です。このプロジェクトの概要は、「PM2.5な定は環境基準を達成していない。」「環境基準が発生られていない降下ばいじんについて、苦情が発生している。」との現状の下、「さらなる大気環境の改善に向けて、常時監視体制の再整備のほか、がス対策や環境コミュニケーションを促進する」としています。

この「環境コミュニケーション」について、市民と事業者の相互理解のための意見交換をすすめる、とのことでした。これらは大切な取り組みであります。

環境コミュニケーションについて、地域や希望者、人数や団体、環境課題の種類に限定することなく、市民から希望があればいつでも柔軟に対応すべきだと考えますが、今後の取り組みをお答えください。

また、降下ばいじんの苦情がある、との記載がありますが、委員会答弁では「粉塵の苦情件数は、2017年度は21件、今年度は台風の影響で、8月だけで8件の苦情が寄せられた」との説明でした。

これまでも降下ばいじんの苦情の対応については、担当職員が現場に出向き、本市の大気汚染防止の取り組みなどを説明しています。

しかし市民にとっては「ばいじんがどこから来ているのか」「どのような成分なのか」といった情報が知りたいことではないでしょうか。

わが党が、今年秋から市内全域で行った「福山市民アンケート」にも大気汚染や降下ばいじんについての要望と苦情は多数寄せられました。

アンケートには、「車やベランダにザラザラした 黒い鉄粉がついて困る」「風の日は家の中によく入 る」といった苦情の他、「成分を調べて発生源を見 つけるのが先決だ」とか、「定点観測を住民に依頼 してはどうか。原因、現状対策がいずれもできておらず、議論の出発点がない。まずは議論の出発点を、正確なデータに基づいて作るべき。成果をインターネット、SNSなどで共有、広報すべき」との意見も寄せられています。

これまでにも、議会報告会や車座トーク等でも、 市民から度々降下ばいじんについての苦情は寄せ られてきましたが、成分分析を行って結果の情報 提供を行うことが必要です。

今後は、降下ばいじんの現地調査の際、捕集、 分析し、結果の公表を求めますが、お答えください。

文教経済委員会では、降下ばいじんの取り組み について、先進事例として千葉市が紹介されまし た。

千葉市環境規制課の担当者の話では、同市では、 年間10~15件のばいじんに関する市民からの 苦情が寄せられるそうです。

そのため、市内24か所の苦情が多かった地域や、苦情を寄せた市民宅に、職員が、降下ばいじん測定器を設置して測定する「苦情者宅粉じん調査」を行ったそうです。

さらに千葉市では、「大気環境保全専門委員会」を設立し、降下ばいじんの成分分析や、電子顕微鏡による観察、大気を吸引し粉じんを、ろ紙に捕集する粉じん調査や、カーボンテープによる粉じん調査なども行っています。

そして、結果はホームページで公開するなど、 行政と市民が双方向のコミュニケーションを行っ ているそうです。

これらの取り組みは、福山市としても十分参考になりますが、ご所見をお示しください。

また、大気環境保全に関し、大気環境測定の専門家を交え、継続的な調査・測定を行うための専門委員会を設立することを求めます。

以上について、お答えください。

<mark>市長(答弁)</mark>次に、環境行政についてであ ります。

まず、第二次福山市環境基本計画についてであります。

第二次福山市環境基本計画(素案)においては、基本施策ごとに、数値目標を記載しています。

なお、今後、冊子にする際には、一次計画にもあるように、数値目標を一覧にするなど、市民にわかりやすい表記にすることとしています。

次に、大気汚染対策強化プロジェクトについてであります。

環境コミュニケーションは、市民と事業者による意見交換や施設見学などで、相互理解を深め、環境課題の解決に結びつけるものであります。

本市では、大気環境に関する出前講座や、ごみ処理施設の見学会を行うなど、環境に対する理解の促進に努めています。

次に、降下ばいじんの現地調査と公表についてであります。

福山市では、1966年度(昭和41年度)から10地点で調査を開殆し、その後、ばいじんの実態を踏まえる中で、現在では15地点で成分分析を含め定点調査を行っています。

今後とも、道路整備など社会的状況の変化に応じて、柔軟に対応してまいります。 なお、大気環境測定データの公表については、市の環境白書やホームページで行っています。

また、年内には気象情報などを加え、月別のより詳細なデータをホームページで 公表することとしています。

次に、専門委員会の設立についてです。本市では、「環境に関する重要事項について学識経験者や、市民団体の代表者などで構成される福山市環境審議会において、専門性を有する委員から意見等を項いており、新たな委員会の設立は考えておりません。

土屋とものり:次に、温暖化防止対策と再生可能 エネルギーの利用促進について同います。

地球温暖化対策の「パリ協定」の実施ルールを 決めるため、国連の気候変動枠組み条約第24回 締約国会議(COP24)が12月2日から、ポ ーランドで開かれています。

市内では7月の豪雨災害や、記録的な猛暑などが相次ぎ、世界各地でも高温や干ばつなどに襲われました。

異常気象は、地球温暖化との関連が指摘されており、その対策に向け、知恵と力をつくすことは急務です。

2015年に採択されたパリ協定は、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べ2℃を十分下回る水準に抑え、1・5℃未満に向けて努力する目標を明記しました。

さらに、今世紀後半に温室効果ガス排出を「実質ゼロ」にすることなどを決めました。

また、国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は10月、世界平均気温の上昇は深刻になっており、2℃ではなく、1・5℃未満に抑える重要性を強調しています。

しかし、現状は厳しい到達だと言われています。世界気象機関(WMO)は11月下旬に、二酸化炭素(CO2)の大気中平均濃度が、産業革命前の水準との比較で46%増となり、過去最高を更新しています。

COP24には、パリ協定の枠組みを守り前進させるための真剣な議論が期待されています。

各国が提出した現在の削減目標をすべて合わせても、平均気温上昇を2℃未満に抑えられず、3℃程度の上昇が予想されているため、2020年までに各国は目標を再提出することになっています。また、目標の上積みに向けた機運を高めるため、各国は意欲的な削減目標の引き上げが求められています。

広島県内の2014年の温室効果ガス総排出量は、5488万2千t、福山市は2746万9千tで、県内の50%を占めています。

とりわけ安倍政権は、温室効果の高い石炭火力発電と、原子力発電を「ベースロード(基幹)電源」と位置づけた「エネルギー基本計画」を示しています。

この計画を改め、「脱炭素」「脱原発」への道を 進むことが求められます。県内には、現在2か所 の石炭火力発電所があり、1か所が稼働中で、2 022年度には、1か所が稼働する予定です。

世界の温暖化防止に逆行する流れの政府の「エネルギー基本計画」を再生可能エネルギーを中心とした計画へ抜本的に見直すよう、要望することを求めます。

次に、再生可能エネルギーの利用促進について伺います。

第二次福山市環境基本計画の素案には、再生可能エネルギーの普及促進の取り組みとして、(ア) 太陽エネルギー、(イ) 未利用エネルギー、(ウ) エネルギーの地産地消が記載されています。

これらは、温暖化対策としても重要であり、今後、具体的で実効ある施策が求められます。

同計画には、重点プロジェクトとして、5つの項目が掲げられております。そのうち「豊かな森林再生プロジェクト」として、「森林整備に伴って発生する木質バイオマス資源の利用方法を検討」と記載しています。

全国では、間伐材などの未利用木質資源を活用して、小規模発電やボイラーの熱源供給などに有効利用しています。

木質バイオマス発電など、未利用木質資源のエネルギーの有効活用についての、認識をお示し下さい。

また、この取り組みは、中小企業者を中心とした地域経済活性化策や、雇用創出、森林資源の保全や、災害対策、電力の地産地消など、様々なメリットがあると考えますが、ご所見をお示しください。

森林整備事業と、そこで発生した間伐材等の木材を有効に利活用できる制度は、今のところ本市にはありません。

全国では、例えば、宮城県では、木質バイオマ

ス広域利用モデル形成事業として、エネルギーの有効活用を促進する支援制度があります。このような先進事例を研究し、市としても、木質バイオマスエネルギー利活用のための、専門家を交えた検討会を創設し、新たな制度の創設や計画の策定など、推進体制の構築を求めます。

以上について、ご所見をお示しください。

市長(答弁)次に、温暖化防止対策と再生可能エネルギーの利用促進についてであります。

国のエネルギー基本計画においては、2 050年に向けて再生可能土ネルギーについて、主力電源化をめざすとしているところであり、計画の見直しを、国に要望することについては、考えておりません。

次に、未利用の木質資源をエネルギー源として活用することは、地球温暖化対策に有効であるとともに、林業の持続的な発展や災害抑制などの森林が有する多面的機能の発揮が期待されています。

そのためには、安定的な資源確保や事業の採算性の向上などに取り組んで行く必要があります。

これらの視点を含め、第二次福山市環境 基本計画(素案)において、木質バイオマス資源の利用方法を検討することとしています。

商工行政について

土屋とものり:中小企業振興策と中小企業振興基本条例について質問します。

福山市は、2016年11月から、市内の製造業を対象として、職員が企業を訪問して、実態や要望を聞く「ものづくり 福の耳プロジェクト」を行ってきました。

中小企業者の現場の実態を、行政が直接把握する取り組みとして重要であり、今後、聞きとったデータベースを基に、具体的で実効ある施策の展開が期待されます。

寄せられた声の中には「小規模企業を重視した 政策をしてほしい」との要望もありますが、プロジェクト発足後、2年余が経過した、成果と課題 をお答えください。

これまで市としては、学生の地元定着率の向上のためとして、大学生の通学の定期代の補助や、中小企業へのバス見学ツアーなど、人手不足を解消する中小企業振興策が始まっています。

これらの施策を今後さらに、深化、加速させなければなりませんが、真に中小企業者の実態に応じた施策を展開するためには、一層の工夫が必要であり、そのための体系的な手法が、中小企業振興基本条例だと考えます。

この条例は、地方自治体が地域の中小企業の役

割を重視し、中小企業振興を、市の施策の柱とすることを明確にするための基本条例です。

全国で条例を制定している自治体は、2018 年4月20日現在、45道府県284市区町村に 広がっています。

多くの条例が、中小企業の役割、中小企業振興への自治体の責務、中小企業者等の責務、市民の 責務、などを記載しています。

中小企業を取り巻く経営環境は、福の耳プロジェクトの結果でも明らかなように、人手不足や後継者不足、原材料の高騰など、厳しい環境に置かれています。

市内の中小企業が元気になり、地域経済が活性化する好循環を実現させていくことが求められており、市全体の課題として位置づけられなければなりません。

条例制定の意義として、第1に中小企業と地域産業の振興を、福山市全体に明確にすることができます。中小企業に関係する市の施策は、融資制度や支援制度など、直接的なものだけでなく、都市計画や教育政策、住宅政策など、様々な政策とも関連しますが、こうした関連部門の施策の中心に中小企業を据えることが必要です。

第2に、基本条例を中小企業者に提示することにより、市と中小企業者が協力して地域振興に取り組む条件となります。

第3に、条例は、行政の連続性を保障するもの

として位置づけられるため、首長や産業政策の担当職員が変わっても、地域産業に対する姿勢を一貫させる役割を果たします。

この条例を柱にして、中小企業の実態調査、調査結果をもとに具体策を検討する(仮称)産業振興会議を創設し、政策の立案を、中小企業者とともに協議・検討することが必要です。

この、(仮称)産業振興会議は、中小企業振興基本条例に基づく、具体策の推進体制であり、市内の中小企業者と中小企業団体、金融機関、大学などの研究機関、行政、住民など、産学金官民が連携して定期的に意見交換を行う仕組みです。

本市の場合、7月の豪雨災害で中小企業の被災状況を把握する仕組みとして、似たような概念の会議が立ち上げられました。被害状況の情報共有を行い、中小企業団体らがグループ補助金や持続化補助金などの各種手続きの相談窓口となるなど、行政と中小企業者が協力・共同して未曾有の災害に立ちむかったと仄聞しています。

このような仕組みを発展させ、継続的に有効な施策を講じるための仕組みが、(仮称)産業振興会議です。

福の耳プロジェクトの今後の施策展開を深化、加速させ、具体的な共同の取り組みとしての施策を講じるためには、このような(仮称)産業振興

会議を設置することが必要だと考えますが、ご所 見をお示しください。

広島県は、昨年10月に、「中小企業・小規模企業振興条例」を施行しました。条例は「中小企業・小規模企業は、住民生活の向上や地域経済の安定、雇用機会の創出など、地域を支えるために欠くことのできない存在」と定義しています。

そして「経済の発展と地域の活性化のためには、 関係者が連携・協力して中小企業・小規模企業の 持続及び成長に向けた取組を支援していく必要が ある」と明記しています。

この条例をもとに、広島県の「中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金」の創設に結び付くなど、成果を生んでいるそうです。

これらを参考に、福山市でも、中小企業振興基本条例の制定を求めますが、ご所見をお示しください。

以上の諸点についてお答え下さい。

<mark>市 長 (答 弁)</mark> 次 に 、 商 工 行 政 に つ い て で あ り ま す 。

ものづくり福の耳プロジェクトの成果と課題についてであります。まず成果とては、これまでに、1,100社を超える企業を職員自らが直接訪問し、各企業の経営課題に応じた支援策の紹介や企業の生の声を施策へ反映するなど、きめ細かな支援につながっていることです。

また、独自の技術や優れたサービスを有するオンリーワンナンバーワン企業の発掘にもつながっています。今後は、こうした成果を発信していくとともに、よりきめ細やかにニーズを把握し、中小企業を支援して参ります。

次に、産業振興に係る会議についてであります。

これまでも「びんご圏域活性化戦略会議」や「福山市総合戦略推進懇話会」をはじめとした様々な会議において、中小企業者、商工団体、金融機関、大学等と産業振興策を協議し、施策に取り入れてきたところであります。

また、7月の豪雨災害時には、各支援機関や事業協同組合などと、被災状況や災害支援策を共有する場も設けたところであります。

今後も産学金官民が連携し、こうした場で情報共有を図りながら、産業振興に努めて参ります。

次に、中小企業振興基本条例の制定についてであります。

中小企業基本法や小規模企業振興基本法では、中小企業の果たすべき役割や総合

的な中小企実施策の方針に加え、国、自治体の責務が示されています。

現在、これに沿って、国等との適切な役割分担を踏まえつつ、地域の産業特性に応じた施策の推進を図っているところであります。

本市においては、第五次総合計画の中で、中小企業支援策を、産業振興の柱に位置づけているところであり、引き続き、中小企業のニーズに応じた施策を実施して参ります。

土屋とものり: 鞆町の歴史的まちづくりについて お伺いします。

鞆町が、重要伝統的建造物群保存地区(重伝建)に選定されて、11月28日で、1年が経過しました。

民家の修理や、貴重な雁木の修復が進むなど、 歴史的建造物や歴史遺産を活用したまちづくりが 本格的に進みつつあります。

重伝建に選定されて以降の、これまでの成果についてお答えください。

鞆町をめぐる最近の動きとして、重伝建以外に も、この1年間で、日本遺産への認定や、朝鮮通 信使のユネスコ世界の記憶遺産の登録を達成して います。

さらに、グリーンスローモビリティや次世代高速通信の実証実験、国交省の「港オアシス」の登録など、短期間で動いています。

鞆の知名度アップと、歴史遺産を重視したます でいることは一定の評価ができますが、「インパクトだけでは上滑りになる」と、重伝を 間かれます。 鞆町の今後のまちづく、歴史的心に、 を住民意識をきらに離めることを中心に を特理・修景事業を着実に進めることを のをまた。 市長の、今後の歴史的 えることが必要です。 市長の、ご所見をお示して まちづくりの方向性について、 さい。

次に、修理・修景事業について伺います。

2017年度決算資料には、重伝建地区の修理が13件、修景事業が3件行われたことが記載されています。

修理、修景は極めて重要な事業です。

鞆町保存対策調査報告書でも「技術者と技能者のスキルアップ体制の構築」を、今後の重点課題として、取り組みを進める必要がある、としていますが、世界に誇れる町並みと景観を、国内外から訪れる人に堪能してもらうためには、質の高い工事が求められます。

現在の修理や修景事業については、設計者から、 図面が市の文化振興課へ提出され、担当者のチェックと確認を行ったうえで、県と国へ、関係書類が提出される流れとなります。

しかし、10月11日の決算議会の答弁では、 「設計者により、書き方にバラツキがある。」「設 計者もどこまでのレベルの図面を書けばよいのか、 戸惑いを感じている。」といった課題が示されまし た。

重伝建地区の選定は初めてのことなので、古建築の専門知識を持った設計者や施工者の育成が間に合っておらず、戸惑いなどがあるのは、当然と言えます。

このような課題を解消するため、支援の強化が必要です。

決算議会では、設計者がより効率的に質の高い

設計ができるよう、「今後、設計図面を参考資料として提示する等を検討する」との答弁でしたが、 取り組みの具体をお答えください。

さらに、ヘリテージマネージャーの資格を得やすくするため、現在は、広島市内で行われている 講習会を、参加しやすい日程で、福山市内で開催 し、参加費等の支援が必要だと考えます。

技術者、技能者のスキルアップの具体的な取り組みをお答えください。また、伝建事業は、住民と行政と専門家の三位一体の事業と言われています。専門知識をもった建築家の力を大いに借りなければ、これから長い事業になる修理・修景事業は、円滑に推進できません。

古建築は、痕跡調査が重要ですが、この調査は時間や手間のかかる作業です。他の自治体では、痕跡調査を行う際に、「基本設計委託費」として、本設計とは別に、調査費を支出している例もあります。

福山市も、痕跡調査に対する費用の支援を求めますが、今後の方向性についてお答えください。

また、設計と施工を分離し、文化庁が示した修理・修景基準の水準を確保するよう、万全の体制を講じることを求めます。

わが会派は先般、兵庫県篠山市の伝建地区に視察に行きました。

ここには、2つの伝建地区がありますが、そのうち、重伝建に選定されて14年が経過した、篠

山市伝建地区は40.2haの範囲で、年間320万人の入込観光客があるそうです。

修理・修景工事は、ヘリテージマネージャー資格を有する4つの工務店が一手に引き受け、保存会内にはその4人のヘリテージマネージャーがボランティアで加入しているそうです。

保存会と設計業者、工務店が緊密に連携して工事を行うため、工事品質が高いレベルで確保されているそうです。

また、「地元の中小業者が工事を担うため、伝建制度が地域経済波及効果を高めているのは間違いない」とのことでした。

伝建制度は、個人所有の住宅を、伝統技術を有する職人の技術を活用しながら、公費を投じて復元していくものです。

その担い手の多くは、中小企業・小規模事業所であり、制度を上手に活用すれば、業者の仕事おこしとなり、地域経済活性化につながります。

鞆町でも、伝建制度による町並み保存だけでなく、修理・修景工事により、地域の持続的な発展と、経済の波及効果による好循環を作り出すことができると考えますが、伝建制度による地域経済への波及効果について、ご所見をお示しください。 以上について、お答えください。

> <mark>市長(答弁)</mark>次に、鞆町の歴史的まちづく りについてであります。

始めに重伝建に選定されて以降のこれ

までの成果についてです。

鞆の伝統的建造物群保存地区が、昨年11月に重伝建に選定されたことにより、知名度が向上し、鞆の町並みを訪れる人が増加するとともに、地域の誇りにつながっていると感じています。

また、住民全員が会員となる「鞆まちなみ保存会」が発足し、住みよいまちづくり と町並み保存の取組が始まりました。

次に、今後の鞆の歴史的まちづくりの方向性についてです。

昨年度末に鞆の住民を中心に策定された『鞆まちづくりビジョン』では、鞆の歴史的、文化的価値の認識を共有し、町並みの保全や文化財の保存活用を図ることとしています。

現在、「鞆学区まちづくり推進委員会」が主体となって「鞆の歴史―文化の情報発信や、住民どうしをつなぐ伝統行事の祭りを継承するための組織づくりなどの取り組みを進めています。

本市といたしましては、こうした取り組みを支援するとともに、引き続き、地元の皆様とともに、重伝建や日本遺産などを活用しながら、生活環境の向上を図り、地域の活性化につなげてまいります。

次に、設計図面の参考資料についてです。

伝統的建造物の保全活用に係る設計は、専門性が高く、古建築に対する豊富な知識と経験が求められます。

そのため、設計者が、修理修景事業において、効率的に、質の高い密計を行うことができるよう、今年度中に、参考となる設計仕様書を作成してまいります。

次に、技術者等のスキルアップについてです。

本市では、これまでも、伝統的建造物の修理や修景に係る専門家を育成するために、福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会や建築士会の助言を受けながら設計施工の仕方等について、個別に指導してまいりました。

今後も、専門家を育成するため、建築士会等と連携しながら、必要な知識やより高度な疲能を学べるよう無料講習会などを、今年度、開催することとしています。

次に、痕跡調査に対する費用の支援についてです。

伝統的建造物の修理事業については、痕跡調査も含めた設計費及び土事費に対して9割の補助金を支出しています。

次に、伝建制度による地域経済への波及効果についてです。

伝建制度を活用して、地域が一体となっ

た歴史文化を活かしたまちづくりが進み、 知名度が向上し、より多くの人が鞆を訪れ ることが期待されています。

修理修景事業を推進することにより、生活環境の改善や技能の伝承などが図られ、地域の活性化にもつながるものと考えています。

教育行政について

土屋とものり: 教職員の多忙化解消について質問します。

学校現場の長時間労働は極限に達し、社会問題になっています。教育条件としても放置できません。

日本共産党はその解決を正面からとりあげた「教職員を増やし、異常な長時間労働の是正を」と題する提言を発表し、11月29日に、教育長宛てに提出いたしました。

この提言の大きな特徴は、教員増が問題の解決に不可欠であることを強調していることです。

教員増は、学校関係者の立場をこえた強い要求です。

厚生労働省の今年の「過労死白書」でも、過重労働防止に必要な取り組みとして教職員の78・ 5%が「教員の増員」をあげています。

全国の教育委員会の圧倒的多数も、定数改善を要望し、中央教育審議会でも、多くの委員から定数改善を求める声が出ています。

もともと教員定数は、教員1人が1日4コマの 授業を受け持つことを基準とした教員数に配置する、という考え方で算出されていました。1日4 コマの授業なら、所定勤務時間中に約2時間、授 業準備などの校務ができ、膨大な残業にはなりま せん。

ところが、学校週5日制実施の際、教員も週5

日労働になったにもかかわらず、国は、週あたりの受け持ち時間を変えずに、授業負担が増えました。さらに、学習指導要領で定める標準時数以上の授業の確保を求めたため、際限のない授業増となりました。

また、① 学力テストの削減、

- ② 教職員給与特別措置法を改正し残業代を支払うよう国に求めること
- ③ 非正規教職員の正規化と待遇改善を、求めますが、それぞれについて、ご所見をお答え下さい。次に、変形労働時間制の導入についてお伺いします。

安倍政権は「1年単位の変形労働時間制」の導入を検討しています。

これでは新たな矛盾を生み、問題を深刻にする

だけです。

11月21日付の中国新聞の投書欄には「変形労働は机上の空論」として、「これでは長時間労働は現状のままか、さらに増える可能性がある」「仕事量は減らさない。教員増もしない。そんなスタンスではこの問題の解決にならない。」として「こんな案は即刻取り下げてもらいたい」と、厳しい批判の声が寄せられています。

政府に対して、変形労働制の導入は、断固反対 することを求めます。以上について、ご所見をお 示しください。

次に、多忙化解消の具体策について伺います。

先生の業務に多いのが、時間外の保護者対応だとの声を聞いています。社会の急激な変化や、価値観の多様化により、学校に対する保護者や地域住民の意見や要望も多様化しています。

その中には、学校にとって、有意義な指摘も多く あります。

しかし、場合によっては、学校が十分に説明したり意見や要望に対しての改善を図ったりしても受け入れられないような、理不尽な要望を突き付けられることもあり、社会的な問題にもなっています。

そのような課題に対応するために、広島県教育委員会は、2013年12月に、「保護者、地域と学校の協力のために」と題した対応事例集を策定しています。

福山市教育委員会は、様々な地域や保護者からの要望に対して、この手引きを活用している、とのことです。

ところが、これには、市内の福祉関係や、生活福祉課や、生活困窮者自立支援センター、クローバーや、地域包括支援センター、消費生活センター等の市民相談窓口や、NPOなどの民間支援団体の連携先は掲載されていません。

問題によっては、学校や先生だけで対応できないものも多くあるため、様々な分野の専門家の力を借りる必要があります。

東京都教育委員会では「学校問題解決のための 手引き」を策定していますが、「学校問題解決サポートセンター」があり、そこへの相談を促してい ます。

さらに、児童相談所や人権、法律関係や、教職員のメンタルヘルスの関係連絡先の一覧や、精神保健福祉センターなど、幅広い専門機関の活用で、横断的に学校を支える仕組みを作っています。

福山市でも、学校に寄せられる相談を学校だけで抱え込まず、カウンセラーや、地域包括支援センター、生活困窮者支援センター等の様々と関係部署や、民間の生活困窮者支援団体などと連携する、学校を中心とした共同のネットワークを構築し、体系化することが必要だと考えますが、見をお示しください。

以上についてお答え下さい。

<mark>教育長(答弁)</mark>教育行政について、お答え します。

教職員の多忙化解消についてです。

始めに、教職員定数の改善については、 国に対し、全国都市教育長協議会等を通じて教職員定数の改善と学級編制基準の緩和について要請しているところです。

次に、学力テストの削減についてです。全国学力、学習状況調査の目的は、児童生徒の学力や学習状況を把握分析し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への指導の充実や学習状況の改善に役立てることであり、この趣旨をふまえて、引き続き、実施します。

教員の時間外勤務手当については、教育職員給与特別措置法において、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、支給せず、その代わりとして教職調整額を支給すると定められています。

教職調整額は、給料月額の4%であり、 現在の勤務実態に合っているとは考えて いません。

昨年度未、中核市教育長会から、法整備と予算措置について、要望しているところです。

本市としては、勤務時間の把握と縮減に

ついて、8月に策定した「学校における働き方改革取組方針」に基づき、引き続き、 取り組みます。

非正規教職員の正規化と待遇改善については、任命権者である広島県教育委員会に対し、引き続き、定数内における臨時教職員の解消などの要望を行っていきます。

次に、変形労働時間制の導入についてです。

現在、公立学校の教職員は、1年単位での制度適用は除外となっていますが、12月6日に文部科学省で行われた、学校における働き方改革特別部会において、年間を通じた業務の在り方に着目して検討を行うことは有効であるということが示されています。

変形労働時間制は、時期によって業務量に差がある教職員の勤務実態に合わせた対応の一つであると理解しています。

今後、国や県の動向を注視してまいります。

次に、多忙化解消の具体策についてです。 校長は、学校だけで事案を抱え込まない よう、内容に応じて、教育委員会や生活福 祉課、ネウボラ推進課、子ども家庭センタ 一等の関係部署と連携し、専門性を生かし たアドバイスに基づき、課題解決に努めて います。

事案が困難な場合は、学校、関係部署が 集まり、ケース会議を開催し、情報の共有、 今後の取組の協議、役割分担や支援方法の 検討などを行っています。